

仕 様 書

- 1 件名 X線 CT 装置 一式の購入
- 2 品名及び数量 X線 CT 装置 一式
- 3 構成要求要件 別紙1「調達物品に備えるべき技術的要件・仕様等（基本的使用項目）」
- 4 納入期限 令和8年11月30日
- 5 納入場所 名古屋市千種区若水一丁目2番23号
名古屋市立大学医学部附属東部医療センター

6 納入条件

- (1) 納入に当たり、調達物品等の搬入、撤去、結線、設定及び調整等に関しては、名古屋市立大学医学部附属東部医療センター（以下「病院」という。）担当者の指示に従うとともに、必要に応じて協議し、十分調整を行った上で実施すること。
- (2) 機器の設置に伴う設置費（装置の搬入、据え付け、配線、調整、これらに係るすべての付帯工事費用）、配送費を本体価格に含むこと。また、付帯設備の変更が必要な場合は、事前承認をとること。なお、給電・給水・照明等設備の変更が必要な場合は、承認後着工するものとし、設置工事・内装工事及び設備の変更（契約電力の変更は除く）に係る費用はこの契約の相手方（以下 契約業者という。）の負担とする。
- (3) 病院において稼働している病院情報システム等との接続費用（病院情報システム側の接続・改修費用も含む）が発生する場合、その接続に伴う費用一切を本体価格に含むこと。
- (4) 納品までの間に、同一の製造業者により上位互換の機種が開発され、選定機種と同等以上の性能を有し、設置条件等に変更が生じない場合、速やかにその情報を病院へ提供し、最新の仕様で設置すること。
- (5) 入札機器のうち医療器具に関しては、入札時点で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に定められている製造の承認を得ている物品であること。
- (6) 入札機器は入札時点で製品化されていること。

7 指定場所への納入等

- (1) 装置の搬入及び動作確認は、納期までに終えること。また、搬送、納入及び動作確認等に要する費用については契約業者の負担とする。なお、必要に応じて各調達物品の納入期限及び搬入等の一連の作業スケジュールを病院担当者と協議し決定すること。
- (2) 搬入の際には契約業者の立会いのもと、病院の施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うように努め、必要に応じ納入経路に養生等を施すこと。また、万一、病院の建物及び設備等に損傷を与えた場合は、契約業者の責任において原状に復すること。

8 動作確認

設置された調達物品は、使用できる状態に調整して引き渡すこと。また、動作確認に要する費用は、契約業者の負担とする。

9 検査

- (1) 調達物品の納入・設置を完了した後、完了検査を行う。
- (2) 完了検査は、次のとおり行う。
 - ア 調達物品の納入を完了したときは、病院が指定する検査員（以下「検査員」という。）に報告し、検査員の指定する日に完了検査を受けること。完了検査の際は、作動させて機能の確認を行うことがある。機器構成、銘柄型番の表示、性能機能等について説明できる者が立ち会うこと。
 - イ 完了検査を受けた後、直ちに納品書を東部医療センター経営課経営係に提出すること。
 - ウ 完了検査において合格と認められないときは、契約業者は検査員の指定する期日までに調達物品の取替え又は補正を行うこと。
- (3) 契約業者は、検査員の検査に係る指示に従うものとし、検査員から調達物品についての説明、資料提出等を求められた場合は、速やかに応じるものとする。前2号の検査以外にも、履行の確保等のため検査員が必要と判断した場合は、中間検査を実施することがある。
- (4) 納品書の提出等検査に直接要する費用と検査のため変形、変質、消耗又はき損した調達物品の損失はすべて契約業者の負担とする。

10 既設装置撤去及び処分

- (1) 現行使用機本体及び付帯装置等の撤去、搬出及び処分については、病院の診療業務に支障をきたさないよう病院担当者の指示によること。
- (2) 機器の撤去、搬出及び処分については、売渡人において行うこと。また、これにかかる費用は売渡人の負担とする。

11 保証

納入検査確認日から2年間を保証期間とする。また、リコール等の機器やそれを構成する部品に重大な瑕疵が発見されたときは、メーカー保証 期間内であるかどうか、また、現に障害が発生しているか否かにかかわらず、必要に応じて部品の 交換や代替機器との取替え等は無償で行うこと。

12 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 契約業者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務 履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとして認められないものをいう。）を受けた場合は、本学へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 契約業者が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前号の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

13 その他

- (1) 調達物品の取扱いに関して、導入時に病院職員の教育・訓練を行うこと。
- (2) 詳細については、病院担当者の指示に従うこと。
- (3) 契約締結後、機器の仕様等を変更する必要がある場合は、病院担当者と協議し決定すること。
- (4) 納入物品の梱包材や病院担当者が不要と判断する機器の添付品等については、契約業者が引き取る こと。
- (5) 別紙2「グリーン配送に関する特記仕様書」及び別紙3「情報取扱注意項目」を遵守すること。

(6) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項等については、病院担当者と協議し決定すること。

調達物品に備えるべき技術的要件・仕様等（基本的仕様項目）

1 品目

CT 装置

2 購入目的

対象機器は、主に救急搬送患者や急変患者に対して、迅速かつ高精度な画像診断を提供する装置である。現行機種は、2024年12月にサポートエンドを迎えており、修理困難な状況になりつつある。救急での使用稼働がメインのため、即時対応を可能とする検査ワークフロー、各診療科のニーズに対応できる装置が必要となる。また、検査時や検査後におけるワークフローの改善にて業務改善を図り、業務を簡便化できる機能を有する装置を求める。

3 基本構成

1. エックス線コンピューター断層診断装置	1 式
2. 造影剤自動注入装置	1 式
3. 撮影室用患者監視カメラ	1 式
4. 付属品・周辺機器	1 式
5. 接続費用	
6. 搬入・据え付け費用	
7. X線漏洩線量測定費用	
8. 改修工事費用	
9. 空調設備工事費用	
10. 既存装置撤去作業	

4 機器仕様

(1) エックス線コンピューター断層診断装置

ア ガントリについては、以下の要件を満たすこと。

- 128列以上のマルチスライス検出器が搭載されていること。
- ガントリ開口径は直径700mm以上であること。
- 画像再構成領域は最大700mm以上であること。
- フルスキャンは1回転0.33秒以下であること。
- 心臓検査以外の全身領域においても1回転0.33秒以下で撮影が可能であること。
- X線管の最大陽極冷却率は1,300kHU/分以上であること。
- 患者ポジショニングのための3方向レーザーマーカが搭載されていること。
- 1ボタンで患者テーブルがホームポジションに復帰するキーをガントリ操作パネルに有していること。
- ガントリ操作パネルは前面に2か所、後面にも2か所搭載していること。
- ガントリに操作パネルを2面以上搭載されていること。
- 曝射スイッチを備えたりリモートコントローラーまたはガントリ操作パネル内に曝射スイッチを搭載していること。
- 息止め指示ボイスは5言語以上に対応していること。
- 患者に対する指示音声は、スキャン操作に連動して自動的に行えること。

- 14 ガントリに患者監視カメラが搭載されていること。
- 15 ガントリ幅は2,450mm以下であること。
- 16 ガントリ奥行きは1,350mm以下であること。
- 17 ガントリ高さは2,000mm以下であること。
- 18 ガントリ重量は2,550kg以下であること。

イ エックス線管については、以下の要件を満たすこと。

- 1 X線管は耐久性に優れた仕様であること。
- 2 X線管球の陽極熱容量は7.5MHU以上であること。
- 3 管電圧は5種類以上選択可能であること。
- 4 最大管電圧は135kV以上であること。
- 5 最低管電圧は70kV以下であること。
- 6 最大管電流は1,400mA以上を使用可能であること。
- 7 70kV使用時に最大管電流は1,400mA以上を使用可能であること。
- 8 X線管の焦点は2種類以上あること。
- 9 X線の軟線部を除去するためのフィルターを搭載していること。
- 10 小焦点のサイズは1.0×0.8mm以下であること。
- 11 肺野・整形・内耳・副鼻腔・小児検査などにおいて一般撮影並みの線量で検査を実現するため、X線スペクトルの変調を目的とした被ばく低減用フィルタを有していること。
- 12 スキャン開始前後に、体軸方向のコリメータ位置制御を行い、画像に寄与しないX線をカットする被ばく低減機能を有していること。
- 13 X線感受性の高い臓器への被ばくを低減できる管電流調整機構を有していること。

ウ エックス線高電圧発生装置については、以下の要件を満たすこと。

- 1 電圧制御方式は高周波インバータ方式であること。
- 2 最大定格出力は100kW以上であること。
- 3 患者の体格に合わせたX線管電流の自動制御機能を有していること。
- 4 X線管電圧の自動制御機能を有していること。

エ エックス線検出器システムについては、以下の要件を満たすこと。

- 1 最小収集コリメーション厚は0.6mm以下であること。
- 2 画像再構成の最小スライス厚は0.6mm以下であること。
- 3 1回転同時128列以上のデータ収集が可能であること。
- 4 螺旋状スキャンにおいて1回転128スライス以上のデータ収集が可能であること。
- 5 コンベンショナルスキャンにおいて1回転128スライス以上のデータ収集が可能であること。
- 6 複数列の固体検出器（半導体検出器）であり、体軸方向で128スライス以上同時にデータ収集が行えること。
- 7 再構成スライス数は640スライス以上であること。
- 8 再構成スライス間隔は0.1mm以下であること。
- 9 体軸方向1列あたりの実装検出チャンネル数は840ch以上であること。

オ 撮影寝台については、以下の要件を満たすこと。

- 1 寝台の許容重量は300kg以上で精度を保証できること。

- 2 スキャン範囲は最大 2,000mm 以上であること。
- 3 撮影天板の水平移動速度は最大 200mm/秒以上であること。
- 4 撮影天板の上昇速度は最大 35mm/秒以上であること。
- 5 撮影テーブル移動再現精度は±0.25mm 以下であること。
- 6 寝台を制御するフットスイッチを有すること。
- 7 寝台に設置可能な点滴棒を有すること。

カ 患者ポジショニングカメラは、以下の要件を満たすこと。

- 1 寝台に寝ている患者情報を認識するカメラを搭載すること。
- 2 カメラで患者を撮影することで患者の高さ方向の情報を認識し、患者の撮影高さを自動で調整する機能を搭載すること。
- 3 カメラで患者を撮影することで患者の撮影部位の情報を認識し、患者の撮影範囲を自動で調整する機能を搭載すること。

キ 画像再構成に関する性能・機能は、以下の要件を満たすこと。

- 1 リアルタイム画像表示は 512×512 マトリクス表示可能であること。
- 2 画像スライス厚の選択範囲は 0.6~10mm の範囲で 6 種類以上選択できること。
- 3 画像再構成領域は最大 700mm 以上であること。
- 4 512 マトリクス画像が秒間 90 画像以上で画像再構成が可能であること。提案可能な最大処理速度の PC を提案すること。
- 5 画像再構成マトリクスは 512×512 以上であること。
- 6 CT 値の表示領域は -8,000~+30,000 以上であること。
- 7 再構成した画像を自動転送できる機能を有していること。
- 8 人間の解剖学を認識し、撮影されたデータから角度を補正して画像再構成する機能を有し、全身領域の MPR 処理に使用できること。不可能な場合は、既存 syngo. via をバージョンアップし同ライセンスを搭載すること。

ク 操作コンソールおよびコンピュータシステムについては、以下の要件を満たすこと。

- 1 OS は Windows10 を採用していること。
- 2 CPU は Intel 社製 Xeon4Core3.5 相当の性能・機能を有していること。
- 3 64GB 以上メモリー容量を有していること。
- 4 観察用液晶モニタは 24 インチ以上であること。
- 5 観察用液晶モニタの表示マトリクスは最大 1,920×1,080 以上であること。
- 6 1,300GB 以上の磁気ディスクを内蔵していること。
- 7 画像保存容量は 5,700,000 画像以上であること。不足している場合は、thin Slice サーバーを増設し、画像保存容量を 3TB 以上確保すること。
- 8 患者登録情報は、氏名/生年月日/性別/ID (最大 64 桁) を登録できること。
- 9 モニター・キーボード・マウスの一式を有すること。
- 10 メインコンソールとは別にサブコンソールを搭載し、撮影と並行して画像再構成などが行えること。

ケ スキャンの性能・機能は、以下の要件を満たすこと。

- 1 128 列以上のマルチスライス検出器によりデータ収集が可能であること。

- 2 コンベンショナルスキャンおよび螺旋状スキャンが可能であること。
- 3 コンベンショナルスキャンの画像スライス厚の選択範囲は0.8mm~10mmの範囲で5種類以上選択できること。
- 4 コンベンショナルスキャンのガントリ回転速度はフルスキャン0.33秒以下であること。
- 5 螺旋状スキャンの画像スライス厚の選択範囲は0.6mm~10mmの範囲で8種類以上選択できること。
- 6 螺旋状スキャンのガントリ回転速度はフルスキャン0.33秒以下であること。
- 7 螺旋状スキャンの連続撮影時間は100秒以上であること。
- 8 螺旋状スキャンの最大ピッチファクターは1.5以上であること。
- 9 通常撮影モードにおける撮影FOVは常時500mm収集であること。不可能な場合は寝台左右移動機能を有すること。

コ ネットワーク(DICOM)機能としては、以下の要件を満たすこと。

- 1 Send 機能をサポートしていること。
- 2 Query/Retrieve 機能をサポートしていること。
- 3 Print 機能をサポートしていること。
- 4 DICOM MWM 機能をサポートしていること。

サ アプリケーションは、以下の要件を満たすこと。

- 1 位置決め画像から本撮影範囲を自動設定する機能を有していること。
- 2 造影剤注入の状態をモニタリングスキャンし、自動でスキャンスタートが可能な機能を有していること。
- 3 撮影終了後、全身の解剖学的情報を自動認識し、最適な画像断面に人の手を介さずに全自動でリフォーマットする機能を有していること。もしくは、既存 syngo.via をバージョンアップし同ライセンスを搭載すること。
- 4 使用されたプロトコル・撮影部位に応じて、最適な処理を行い、PACS まで自動転送を行う機能を有していること。もしくは、既存 syngo.via をバージョンアップし同ライセンスを搭載すること。
- 5 本体またはワークステーションに、3D 作成時における自動寝台外し機能を有していること。
- 6 本体またはワークステーションに、3D 作成時における自動骨外し機能を有していること。
- 7 椎体をリフォーマットする機能を有していること。
- 8 撮影終了後の画像の解剖学的情報を自動認識し、肋骨を全自動で展開する機能を有していること。
- 9 事前設定により自動でMPRの作成が可能であること。
- 10 強度を3段階設定可能なモデルベースの逐次近似画像再構成法を搭載すること。
- 11 金属アーチファクト低減処理が可能な画像処理について、コンベンショナルスキャンおよび螺旋スキャンともに使用可能であること。
- 12 インジェクター同期機能を有し、CT コンソール上でインジェクターのプロトコル管理をする CAN クラス4機能を有し、注入条件をPACSにデータ転送が可能であること。

シ 心臓検査については、以下の要件を満たすこと。

- 1 128列以上のマルチスライス検出器によりデータ収集が可能であること。
- 2 画像収集と心電波形を同時収集する撮影方式であること。
- 3 心電波形をガントリパネル上で確認できること。
- 4 心電波形が取得できる機器を付属すること。
- 5 ガントリ回転速度は、フルスキャン0.33秒以下であること。

- 6 ハーフリコンにおける最短時間分解能（ハードウェア時間分解能）は 120ms 以下であること。
- 7 データ収集方式はプロスペクティブスキャンとレトロスペクティブスキャン方式が可能であること。
- 8 被検者の安全性を考慮し、撮影中に心電波形をオペレーションモニタ上で観察できること。
- 9 R-R 間隔のパーセント及び時間数値の入力で画像再構成タイミングの設定ができること。
- 10 心臓検査専用の被ばく低減機能が搭載されていること。
- 11 モーションマップを用いた位相自動検索機能が搭載されていること。
- 12 Raw データからベクターフィールドマップを用いてバンディングアーチファクトを補正する機能が搭載されていること。または Deep Learning を用いて動きの影響を低減する機能が搭載されていること。
- 13 使用されたプロトコル・撮影部位に応じて、心臓 3D・冠動脈解析を自動で行うことができること。
- 14 装置導入後において、心臓検査が対応できる装備、備品を準備すること。

ス Dual Energy イメージングでは、以下の要件を満たすこと。

- 1 Dual Source 方式または Rapid kV Switching 方式による Dual Energy イメージングが可能であること。
- 2 全身領域において Dual Energy イメージングが可能であること。
- 3 Dual Energy の解析を本体で行うことが可能であること。もしくは専用解析コンソールを用意すること。
- 4 仮想的に任意の電圧に相当する画像を作成することができるソフトウェアを有していること。
- 5 仮想的に 40keV から 190keV まで任意の仮想単色 X 線画像を作成できるソフトウェアを有していること。
- 6 造影検査から仮想的な非造影の画像を作成できるソフトウェアを有していること。
- 7 自動骨除去のソフトウェアを有していること。
- 8 尿酸を可視化するソフトウェアを有していること。
- 9 尿酸系の結石かシュウ酸カルシウム系の結石かを識別できるソフトウェアを有していること。
- 10 脳組織内の造影剤弁別が可能ソフトウェアを有していること。
- 11 肺の灌流情報が得られるソフトウェアを有していること。
- 12 骨挫傷の評価を行うことが可能なソフトウェアを有していること。
- 13 電子密度画像・実効原子番号画像の作成が可能なソフトウェアを有していること。

セ 4D イメージングでは、以下の要件を満たすこと。

- 1 頭頸部領域において最大 28cm 以上の 4D 撮影が可能であること。
- 2 体幹部領域において最大 28cm 以上の 4D 撮影が可能であること。

ソ 脳血管・救急解析機能は、以下の要件を満たすこと。

- 1 撮影終了後の画像の解剖学的情報を自動認識し、頭蓋骨の展開表示を人の手を介さずに全自動でリフォーマットする機能を有していること。もしくは、既存 syngo. via をバージョンアップし同ライセンスを搭載すること。
- 2 撮影終了後の画像の解剖学的情報を自動認識し、頭蓋内出血の検出を人の手を介さずに全自動で行うアラート機能を有していること。もしくは、既存 syngo. via をバージョンアップし同ライセンスを搭載すること。
- 3 撮影終了後の画像の解剖学的情報を自動認識し、くも膜下出血の検出を人の手を介さずに全自動で

行うアラート機能を有していること。もしくは、既存 syngo. via をバージョンアップし同ライセンスを搭載すること。

- 4 早期虚血変化の定量評価を行う機能を有していること。もしくは、既存 syngo. via をバージョンアップし同ライセンスを搭載すること。
- 5 正中線の左右ズレを自動で行う機能を有していること。もしくは、既存 syngo. via をバージョンアップし同ライセンスを搭載すること。
- 6 RAPID と同様のパラメーター（ $rCBF < 30\%$ および $T_{max} > 6s$ ）での解析、虚血コア/ペナンプラの評価、Mismatch ratio の算出を行う機能を有していること。もしくは、既存 syngo. via をバージョンアップし同ライセンスを搭載すること。

タ 画像品質は、以下の要件を満たすこと。

- 1 最高密度分解能は 20cmCATPHAN 標準ファントムにて 5mm/3HU 以下であること。
- 2 最高空間分解能は 15.1lp/cm (2%MTF) 以上であること。

チ 製品サポートは、以下の要件を満たすこと。

- 1 ソフトウェアのバージョンアップ、ハードウェアの適宜交換、サイバーセキュリティ対策を適宜行うサービスプランを有していること。
- 2 専用の医療機器管理ポータルサイトもしくはソフトを有し、かつ既にパッケージ化されていること。
- 3 前項で定める医療機器管理ポータルサイトもしくはソフトでは、機器の故障や修理内容を閲覧可能で、医療機器の日常始業・終業点検の記録を管理できること。また医療機器の保守計画・実施の記録を管理できること。また機器分類・機種名で簡易に絞り込み、もしくは、お気に入り登録ができ、医療機器トレーニングに関する記録を管理できる場合はその機能も含むこと。

(2) 造影剤自動注入装置は、以下の要件を満たすこと。

- 1 天井懸垂タイプで、造影剤および生理食塩水をセットできるデュアルタイプであること。
- 2 注入速度は 0.1mL/sec~10.0mL/sec の間で設定可能な機能を有していること。
- 3 注入量は 1mL~200mL の範囲を 1mL ステップで設定可能な機能を有すること。
- 4 注入装置ヘッド内部に、造影剤シリンジ製剤に付属する IC タグ自動認識機能を有すること。
- 5 安全装置として注入中のシリンジ異常、低圧警告の機能を有すること。
- 6 撮影室内に圧力監視モニタを具備し、インジェクタヘッド部、コンソール部の双方で注入中の圧力監視ができる機能を有すること。
- 7 体重を考慮した注入プロトコルを備え、mgI/kg、mgI/kg/sec の設定ができること。
- 8 CT 装置との連動機能を有すること。
- 9 任意のタイミングで、生食への切替、注入フェーズの切替が可能なスイッチを有すること。
- 10 近赤外線による造影剤の血管外漏出の検知をサポートする機能を有すること。
- 11 RIS から患者情報を取得し、注入結果画像を RIS、PACS へ自動転送する機能を有すること。なお、接続費用については売渡人の負担とすること。
- 12 注入プロトコルソフトとして LDI ソフトを有すること。
- 13 注入プロトコルソフトとして TBT ソフトを有すること。
- 14 注入プロトコルソフトとして小児ソフトを有すること。
- 15 注入プロトコルソフトとして SBP ソフトを有すること。

(3) 撮影室用患者監視カメラは、以下の要件を満たすこと。

- 1 既存患者監視カメラを使用すること。
- 2 設置時において、既存患者監視カメラの使用が困難となる場合には、監視カメラ・モニター一式を準備すること。その際の設置費用については売渡人の負担とすること。また、設置場所については、病院担当者と協議の上決定すること。

(4) 付属品は、以下の要件を満たすこと。

1 操作卓	1 式
2 操作専用椅子	2 脚
3 鉛防護プロテクター (セパレート)	各 1 式 (M、L、LL)
4 線量管理用パソコン (Office 含む)	1 式
5 患者移動具	1 式
6 ポケット線量計	1 式
7 書棚	1 式
8 防護眼鏡	1 式

4 付帯事項

付帯事項として、以下の要件を有すること。

ア 装置据付関連工事

- 1 設置場所については病院担当者の指示によること。
- 2 装置据付に起因する撮影室や操作室の室内改修及び病院側で整備する空調設備や電気設備等の改修が必要な場合は、売渡人の負担で整備すること。
- 3 撮影室の天井については、既存の天井下地の使用は認めるが、その他に必要なスラブアンカー等改修の必要があれば、売渡人において整備すること。
- 4 病院施設側電源設備を含め必要な電源設備、給排水設備、配管設備があれば売渡人において用意すること。なお、モニタに係る検査室と操作室間の映像信号の送受信に必要なケーブル、端子、コンセントボックスは売渡人において整備すること。検査室及び操作室内にケーブルが露出する場合は、モール等により配線を覆うこと。天井内に配線する場合は、必要に応じて点検口を整備すること。必要なケーブル、端子、コンセントボックスの種類、数量、設置位置やケーブルの配線ルート等については病院側と協議の上、決定すること。
- 5 装置の搬入、据付、配管、配線、調整及び既存設備との接続については、病院の診療業務や他の据付工事等に支障をきたさないよう病院担当者と協議の上、その指示によること。また、搬入の際には売渡人が立ち会い、病院の施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うように務め、必要があれば搬入経路に養生等を施すこと。また、万一、病院の建物、設備等に損傷を与えた場合は、売渡人の責任において原状に復するものとする。
- 6 装置使用の如何にかかわらず温度及び湿度による装置への悪影響を回避するため、一定の温度及び湿度を確保できない場合には空調機器及び除湿機を設置し対応すること。また、設置にあたっては、本装置 (付属品も含む。) の水漏れ事故等による破損を回避するための対策を行うこと。
- 7 工事が必要な場合は、納期、工事期間のスケジュールの打ち合わせを事前に行い、施工前に施工図面及び施工計画書を病院側に提出してその承認を得ること。
- 8 必要に応じて防火区画や放射線防護区画等を貫通配線する場合は、貫通個所に適法な処置を施すこと。なお、放射線防護区画については、病院側で整備する天井と床のコンクリートスラブ及び鉛ボード壁にて確保している。
- 9 X線遮蔽計算、漏えい線量測定を実施し、法適合性を担保すること。なお、諸法適合性の担保の

ため改修工事の必要性が生じた場合は、売渡人の負担で実施すること。

10 上記1から9までに關し、不都合が生じた場合は病院担当者の指示に従うこと。

イ ネットワーク接続

- 1 今回の調達するエックス線コンピューター断層診断装置と病院において稼働中の病院情報システム及び放射線情報システムと接続し、DICOM MWM により容易に患者基本情報（患者 ID、氏名、生年月日、性別等）の取得を可能にすること。
- 2 標準的な DICOM 規格の MWM、Storage、Query/Retrieve、MPPS、Print Management 及び RDSR 等各種のサービスクラスを全てサポートしていること。
- 3 今回の調達するエックス線コンピューター断層診断装置及び画像処理装置は、病院既存のキャノン製 PACS サーバ、テラリコン社製の画像処理サーバ、富士フィルム社製の画像処理サーバ、PSP 社製の読影用 PACS サーバ、シーメンス社製の画像処理サーバ及びアレイ社製の検像端末とのネットワーク接続に關し、円滑なシステムを構築するため、関係会社と Conformance Statement を取り交わし、双方確認の上、支障なく接続を行うこと。また、装置から発生するすべての画像について円滑に送受信できるようにすること。なお、接続については病院担当者と十分協議した上で実装し、その費用については売渡人の負担とすること。
- 4 今回の調達するエックス線コンピューター断層診断装置及び画像処理装置が、上記3以外の病院既存装置との接続がある際には、接続について病院担当者と十分協議すること。実装する場合、費用については売渡人の負担とすること。
- 5 上記1から4における設定、接続について、事前に病院担当者と協議の上進めること。
- 6 画像サーバ及びネットワークへの負荷により、クライアント及び配信システムの動作に障害が生じた場合には対応策を講じること。
- 7 本装置（付属品も含む。）における病院の情報システム等に関する接続ライセンス費用は、将来にわたり本契約に含まれるものとする。
- 8 検査画像データを複数箇所以上に手動及び自動で同時転送できる機能を有すること。また、ユーザ側で簡便に出力先の切替えが可能なこと。
- 9 本仕様書に示した各機器がネットワーク上で適正に作動するために必要なケーブル及びコネクタ類等の機器類（ソフトウェアも含む。）は、仕様書に記載がなくとも売渡人の負担で整備すること。また、各機器の動作確認及び装置全体の動作確認を行うこと。
- 10 画像サーバ及びネットワークへの負荷により、クライアント及び配信システムの動作に障害が生じた場合には対応策を講じること。
- 11 すべての配線について、タグ等を使用して接続先等を明示し、接続ポートに対応する機器と設定の一覧表を作成し提出すること。
- 12 病院既設の X 線線量情報一元管理システムと接続し、機能すること。その費用については売渡人の負担とすること。
- 13 取得した各モダリティ装置のライセンス（IP アドレス、AE タイトル、PORT 番号等）は、本大学のものとする。

ウ 保守体制

- 1 保守契約について、納入検査確認日から1年間の期間を無償保証期間とし、さらに1年間のフルメンテナンス保守契約を含むこと。
- 2 本装置が正常、円滑かつ高精度に動作するように無償保証期間内については、無償で定期的に点検、調整、ソフトウェアを含めた改良を行うこと。また、装置の不良にあつてはこの期間に限ら

- ず同対応を継続するものとする。
- 3 無償保証期間終了前の点検は、装置設置時と同等の総合的定期点検を行うこと。周辺機器を含め10年間は部品を確保すること。
 - 4 障害時において復旧のための通報を受けてから可能な限り速やかに現場にて対応できる体制を有すること。
 - 5 年間を通じて24時間連絡が取れる体制を有すること。
 - 6 定期的な点検を実施できる体制を有すること。
 - 7 無償保証期間内にシステムのバージョンアップがあった場合は無償で行うこと。
 - 8 装置の運用を円滑に実現するための技術的サポートを行うこと。
 - 9 病院が本装置を使用している限り、必要な消耗品の確保および故障時等の対応について責任を持つこと。
 - 10 保守点検契約内容にかかわらず専用回線等の通信回線によるオンラインサポートを実施すること。なお、通信回線は、病院担当者と十分協議した上で、売渡人の責任において敷設すること。
 - 11 売渡人は、契約時、保守契約費用（定期点検費用およびフルメンテナンス費用等）を提示すること。また、その提示した費用にて各年度、選択的な保守契約に応じること。

エ 教育体制

- 1 教育訓練及び取扱説明については、病院が指定する日時、場所で行うこと。また、無償保証期間は、随時無償対応すること。
- 2 装置稼働後も必要に応じて操作指導者を派遣し、操作トレーニングを行うこと。
- 3 各装置の操作マニュアルは、日本語版を各2部提出すること。

オ その他

- 1 装置に関し必要な耐震対策を講じること。
- 2 装置の必要に応じ無停電電源装置（UPS）及び冷却装置を設置すること。
- 3 装置納入決定後に新たに必要と思われる周辺機器が生じた場合、売渡人は協議に応ずること。
- 4 受注後、詳細設計図面等を速やかに提出するとともに、契約担当者、工事監督員、設計管理者および施工業者との連絡を密にし、機器設置（導入）に関わる必要事項について詳細な打ち合わせを行うこと。
- 5 機器搬入出及び据付け工事のスケジュール表を事前に提出し、承認を得ること。
- 6 関係官庁への設置申請及び精度確認のための諸検査および手続作業等を行い、その費用は売渡人の負担とする。
- 7 付帯設備の変更が必要な場合は、事前承認を得ること。なお、給電、給水、照明等設備の変更が必要な場合は、承認後着工するものとし、設置工事、内装工事及び設備の変更に関わる費用は、売渡人の負担とする。
- 8 売渡人にて納入する本体及び付属品は、据付時期の最新バージョンにて設置すること。また、納入時における保険診療上の施設基準等を満たす仕様であること。
- 9 その他、本仕様書に記載のない事項については、適宜、病院担当者との協議に応じること。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約に係る名古屋市（以下「市」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、名古屋市グリーン配送実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるグリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|--|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量3.5t超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量3.5t超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車NOx・PM法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

(エコドライブの実施)

第3 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入に当たり、エコドライブの実施に努めなければならない。

(調査への協力)

第4 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入に当たり、市が別途交付する名古屋市グリーン配送適合車両届出済証又はグリーン配送実施計画届出済証を携帯するよう努めなければならない。また、市がグリーン配送に関する必要な調査を実施する場合は、その指示に従うこととする。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。